解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

東京都台東区東上野三丁目三七番九号かみちビル六Ｆ

特定非営利活動法人スポーツファミリージャパン

清算人　竹内　一勝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

静岡市葵区流通センター一の一　魚市静岡魚市株式会社内

社団法人静岡県魚市場協会

代表清算人　白井　康晴

解散公告（第一回）

当財団は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

大阪市中央区大阪城三番一号

財団法人大阪城ホール

清算人　生田　末治

解散公告（第一回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十三年三月三十日付けで岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

岡山県久米郡美咲町東垪和六四九番地

清算法人和当地池土地改良区

清算人代表　杉山　稔

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村一四番地

社団法人徳島県海部郡教育会

代表清算人　丸岡　啓二

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月三十一日高知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

高知県須崎市山手町一番七号須崎市役所建設課内

須崎市桐間土地区画整理組合

清算人代表　井上　達男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日福岡県教育委員会の許可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

福岡県朝倉市三奈木三〇七〇番地

財団法人福岡県立朝倉農業高等学校校友会

代表清算人　白水　福雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

北九州市小倉北区城内一番一号

財団法人北九州勤労青少年福祉公社

清算人　志賀　幸弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月一日開催の臨時理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

福岡市博多区博多駅前三丁目二五番二一号

財団法人福岡県高齢者・障害者雇用支援協会

清算人　友添　秀利

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月二十一日開催の理事会の議決並びに平成二十三年三月二十四日佐賀県公安委員会の承認により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

佐賀県鳥栖市元町一二三四番地五

鳥栖警察署内

財団法人鳥栖三養基交通安全協会

清算人　竹下　方治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

沖縄県那覇市泉崎一丁目二〇番一号

社団法人沖縄雇用開発協会

清算人　弁護士　宮城　和博

解散公告（第二回）

当組合は平成二十三年三月三十日仙台市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

宮城県仙台市泉区八乙女中央五丁目一〇番地八

仙台市野村土地区画整理組合

清算人代表　赤木　久一

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日宮城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

宮城県遠田郡美里町北浦字駒米一三番地

大崎東部土地開発公社

清算人　鈴木　勝彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日付山形県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

山形市十日町一丁目三番三七号

医療法人社団汎愛堂

清算人　武田　和夫

解散公告（第二回）

当公社は、設立団体である千葉市議会の議決を経、平成二十三年三月三十一日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

千葉市中央区中央二丁目五番一号

千葉市土地開発公社

代表清算人　藤代　謙二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月十七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

東京都東村山市野口町二丁目九番地二五

特定非営利活動法人ＮＰＯあゆみ

清算人　福岡彌壽子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十二日

新潟県南魚沼市上薬師堂一四二番地

財団法人八海山「白の世界」文化村

代表清算人　青木　亨